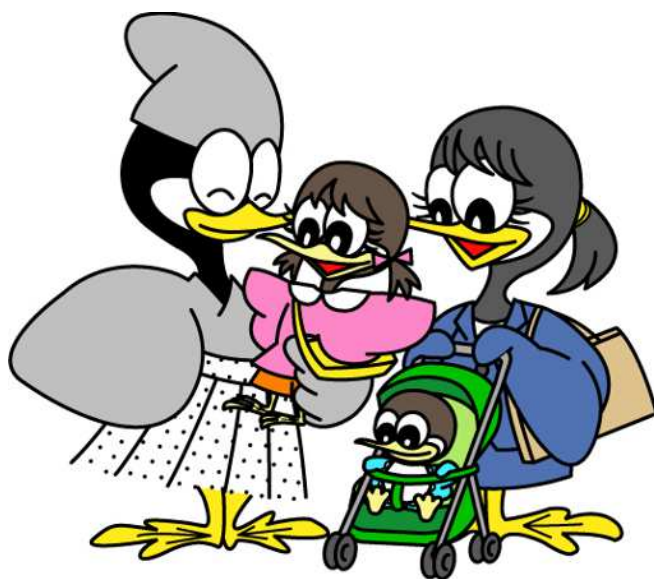


せいかつ ほ ごと 生活保護のてびき



この「てびき」は、生活保護の制度について説明したものです。

わからないことや相談がある方は担当員までお声かけいただくか

でんわ だいひょうばんごう 電話（代表番号：058-265-4141）でお問い合わせもできます。

ひつよう み 必要なときに見ることができるよう、大切に保管してください。

ぎ ふ し ふくしじむしょ せいかつふくしいっか に か さんか
岐阜市福祉事務所 生活福祉一課・二課・三課

れいわ ねん がつむいか はっこう
令和4年9月6日 発行

目 次

せいかつ ほ ご もくてき 生活保護の目的	1
ほ ご しんせい けってい なが 保護の申請から決定までの流れ	2
ほ ご しゅるい 保護の種類について	8
ほ ご ひ しきゅうほうほう 保護費の支給方法	11
せいかつ ほ ご う かた けんり 生活保護を受けている方の権利	12
ふふくもうした 不服申立てについて	13
せいかつ ほ ご う かた ぎ む 生活保護を受けている方の義務	14
とどけで しんこく ひつよう 届出（申告）が必要なもの	16
せいかつ ほ ご じゅきゅうちゅう しゃっきん 生活保護受給中は借金をしないでください	20
ほ ご ひ かえ 保護費を返さなければならないとき	21
いりょうき かん じゅしん 医療機関を受診するときは	23
たんとういん 担当員（ケースワーカー）とは	25
みんせいいいん じどういん 民生委員（児童委員）とは	25

生活保護の目的

私たちは、病気やけがで働けなくなったり、離別や死別で収入がなくなったり、年を取り収入が少なくなったりなど、いろいろな事情で生活に困ることがあります。

生活保護制度は、このようなとき、資産や能力、さまざまな制度を活用してもなお生活が成り立たない世帯に対して、国が一定の基準に従って必要な保護を行うことで最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるよう支援することを目的としています。



ほご しんせい けつてい なが 保護の申請から決定までの流れ

相 談

せいかつ こま けいい
生活に困った経緯（いきさつ）や世帯の状況について
そうだんいん き
て相談員がお聞きします。

せいかつ ほ ご せいど せつめい
生活保護制度について説明させていただくとともに、

ほか せいど かつよう ばあい ゆうせん あんない
他の制度が活用できる場合は優先してご案内します。

でんわ そうだん
電話で相談もできます。

申 請

しんせい ほんにん ふようぎむしゃ おや こ きょうだいしまい
申請は本人だけでなく、扶養義務者（親・子・兄弟姉妹
とう また せいねんこうけんにん
等）又は成年後見人もできます。

しんせい しょうてい しょうい きにゅう
申請にあたり所定の書類に記入していただきます。

調 査

ふくしじむしょ せいかつふくしいうか に か さんか しょうくいん
福祉事務所（生活福祉一課・二課・三課）の職員が
あなたのご家庭などを訪問し、保護が必要な状態である
かを調査します。世帯の方全員の協力をお願いしま
す。

しょうくれき せいかつれき きょじゅう じつたい せいかつ しゅうにゅう
職歴などの生活歴や居住の実態、生活や収入、

しさん けんこうじょうたい ちょうさ
資産のほか、健康状態なども調査します。

た せいど かつよう ばあい ゆうせん あんない
他の制度が活用できる場合は優先してご案内します。

でんわ そうだん
電話で相談もできます。

決 定

しんせい ひ げんそく か とくべつ じじょう
申請があった日から原則14日（特別な事情がある
ばあい 30日）以内に保護が受けられるかを決定し、

しょうめん し きゃっか ほ ご う
書面でお知らせします。却下（保護が受けられない）の

ばあい せいかつ ほ ご そうだん
場合であっても生活保護の相談はいつでもできます。

1 相談（生活に不安を感じたとき）



生活に困ったり、生活保護のことを
お聞きになりたい方は生活福祉一課・
二課・三課にご相談ください。
相談時には、生活や資産の状況、
親族との交流状況などを確認させて
いただきます。

プライベートな部分もあるため、お
話はできる範囲で構いません。気軽に
ご相談ください。

相談の中で、生活保護制度について
詳しく説明を聞き、生活保護の利用が
必要な場合には申請してください。

2 申請（意思があればどなたでもできます）



生活保護の利用には、本人の意思で
申請することが必要です。申請書類に
必要事項を記入して生活福祉一課・
二課・三課まで提出してください。

申請に伴い、調査に必要な書類や
資産状況を確認できる資料などを求
めることがあります。

何らかの事情で本人が申請できない
ときは、親族などが代理で申請するこ
ともできます。



明らかに急迫した状況にあるときは福祉事務所の判断で生活保護を開始する場合もあります。

外国人の方は、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない、永住、定住などの在留資格を有する人に限られます。外国人の方は、原則、住民登録をしている居住地で保護の申請を行います。

また、申請者等が暴力団員であることが判明した場合には、原則として、既に申請している場合は申請を却下し、相談等の段階である場合は暴力団を離脱しない限り申請しても却下となります。

3 調査



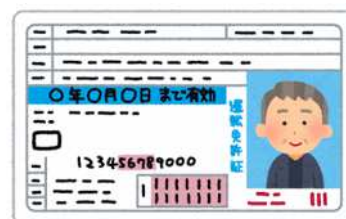
生活保護を申請されると、ご自宅への訪問、官公署・金融機関・親族等の照会により、保護の要否や程度を判定するために必要な調査を行います。

調査を拒否したり、虚偽の申し立てをすると保護を受けられないことがありますので、調査へのご協力をお願いします。

＜調査の内容と生活保護制度について＞

（１）生活保護と資産の関係

現金、預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、貴金属など、資産の保有状況を調査します。預貯金、生命保険については、金融機関（銀行、郵便局など）や生命保険会社などに資産調査も行います。



売却などが可能な資産がある場合には、処分して生活費に充てていただくこともあります。ただし、居住用の不動産は原則として保有が認められます。自動車やオートバイの保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。



【保有が認められない資産の例】

- ・活用していない宅地、田畑や山林
- ・活用している宅地、家屋、田畑や山林で処分価値が利用価値に比べて著しく高いもの



(2) 能力の活用

働ける能力がある方は、その能力に応じて働く必要があります。ただし、病気や障がい、その他の理由で働けない方は、その問題解決を優先します。

求職活動（仕事を探すこと）を行うにあたり、就労支援や職業訓練などの支援も行っています。



(3) 親族からの援助について

親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方から援助を受けられる場合は、援助を受けてください。

なお、親族からの扶養は可能な範囲での援助をいうものであり、援助可能な親族がいることで生活保護の申請ができないというものではありません。

福祉事務所から民法上の扶養義務がある親族に対して援助が可能かどうかを照会することがあります。

D V（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合は照会を行わないこともあるため、事前にご相談ください。

(4) 他の制度の利用

生活保護以外にも、年金、各種手当、医療助成、社会保障など、生活を支えるためのさまざまな公的な制度があります。活用が可能な制度がある場合には、優先して活用していただきます。

4 決 定

(1) 決 定



さまざまな調査を行った後、保護の利用ができるかどうかを決定します。

国が定めた保護基準によって計算したあなたの世帯に必要な「最低生活費」とあなたの世帯のすべての「収入」を比べ、最低限度の生活を送るために足りない分が支給されます。「収入」が「最低生活費」を超える場合は、生活保護を利用できません。

(生活保護費の支給額の例)



(2) 結果通知

保護が受けられる場合には、保護開始決定通知書をお渡しします。

保護が受けられない場合には、理由を記載した保護却下決定通知書をお渡しします。

保護が受けられるかは、申請した日から14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合には、最長で30日以内）に通知します。

福祉事務所の決定に不服があるときは、不服の申立てができます。

(P.13「不服の申立て」を参照)

ほご しゅるい 保護の種類について

せいかつ ほご つぎ しゅるい ふじょ じょうきょう おう ひつよう ふじょ
生活保護には次の8種類の扶助があり、状況に応じて必要な扶助
を受けることができます。

1. せいかつ ふじょ 生活扶助

いしょく こうねつすいひ にちじょうせいかつ ひつよう ひよう
衣食や光熱水費などの日常生活に必要な費用
こじん ねんれい せたい にんずう さんてい
個人の年齢や世帯の人数などで算定します。



2. じゅうたく ふじょ 住宅扶助

やちん ちだい じゅうたく ほしゅう ひよう
家賃・地代や住宅の補修などの費用



3. きょういく ふじょ 教育扶助

こ ぎ む きょういく う ひつよう がくようひん きゅうしょくひ
子どもが義務教育を受けるために必要な学用品や給食費
などの費用



4. 医療扶助

病気やけがの治療のため病院などにかかる費用

医療費は現物給付のため、原則、自己負担金は発生しません。

治療材料や通院や転院のための交通(移送)費、施術など、要件にあてはまれば支給を受けられるものもあります。



5. 介護扶助

介護サービスを受ける場合に必要な費用



6. 出産扶助

出産の費用



7. 生業扶助

高校就学や技能修得及び就労のために必要とする費用など



8. ^{そうさいふじょ}葬祭扶助
^{そうさい ひよう}葬祭の費用



^たその他、^{こくみんねんきんほけんりょう}国民年金保険料や^{えぬえいちけーほうそうじゅしんりょう}N H K放送受信料、^し市・^{けんみんぜい}県民税や
^{にようしよりてすりょう}し尿処理手数料などの^{げんがく}減額や^{めんじょ}免除を^う受けられることがあります。
^{しんせい ひつよう}申請が^{ひつよう}必要なものもありますので、^{そうだん}ご相談ください。

ほ ご ひ しきゅうほうほう 保護費の支給方法

1. 毎月まいつきの保護費ほ ご ひ げんそくは、原則しきゅうとして毎月1日まいつきついたち ついたち どにち（1日が土日や祝祭日しゅくさいじつの場合はその直前ばあいの平日ちよくぜん）に指定へいじつの金融機関ししてい きんゆうきかんに振り込まれます。
2. 臨時りんじで必要ひつようとなる一時的な保護費いちじてき ほ ご ひは、翌月分よくげつぶんの保護費ほ ご ひに合わせあて支給しきゅうされるか、原則げんそくとして毎月5日まいつきいつ か、15日にち、25日にち（土日や祝祭日しゅくさいじつの場合はその直前ばあいの平日ちよくぜん）に臨時的に支給しきゅうされます。
3. 生活保護せいかつ ほ ごはその全部ぜんぶを金銭きんせんで支給しきゅうするものではありません。
- 医療扶助いりょうふじょなど福祉事務所ふくしじむしょがあなたに代わりか直接関係先ちよくせつかんけいさきに支払うしはらもの（現物給付げんぶつきゅうふ）もあります。
4. 住宅扶助費じゅうたくふじょひを受給じゅきゅうする世帯せたいには、福祉事務所ふくしじむしょから直接家主ちよくせつやぬしなどに家賃やちん（共益費きようえきひを含むふく）や地代相当額ちだいそうとうがくを支払うしはら「代理納付だいのりのうふ」という制度せいどがあります。毎月入金まいつきにゆうきんする負担ふたんを軽減けいげんできるほか、未払い防止みばら ぼうしや現金げんきんを扱うあつか必要ひつようがなくなるなどのメリットがあり
ますので、ご相談そうだんください。



生活保護を受けている方の権利

1. 条件を満たせば、すべての方が平等に、世帯の生活の必要に応じた扶助を受けることができます。
2. 正当な理由なく、保護費が削減されたり、生活保護の利用ができなくなることはありません。
3. 受け取る保護費や保護の物品に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

<参考>生活保護法

(不利益変更の禁止)

第56条 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

(公課禁止)

第57条 被保護者は、保護金品及び進学準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

(差押禁止)

第58条 被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学準備給付金又はこれらを受ける権利を差し押さえられることがない。

(譲渡禁止)

第59条 保護又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。

ふふくもうした 不服申立てについて

生活保護の変更、停止、廃止などは文書でお知らせしますが、決定の内容に不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に岐阜県知事に対して審査請求を行うことができます。

ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

なお、外国人の方は審査請求を行うことができません。

＜参考＞生活保護法 (審査庁)

第64条 第19条第4項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第55条の4第2項(第55条の5第2項において準用する場合を含む。第66条第1項において同じ。)の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

生活保護を受けている方の義務

1. 生活向上に向けた努力をする

(1) 働ける能力のある方

働ける方はその能力に応じて働いて収入を得ることができるよう努めてください。(能力があっても働かない方や働いていてもその能力に比べ収入が低い方に指導・指示を行い、守らない場合は保護を変更、停止又は廃止することがあります。)

働いて得た収入は、毎月指定日までに給与明細と一緒に収入申告書を提出してください。(収入申告書を提出しない、又は過少に申告された場合は、保護費を返還していただきます。)



(P.17「2. 収入を届け出る」、P.21「保護費を返さなければならないとき」を参照)

(2) 病気などで治療が必要な方

病気やけがで治療が必要な方は、医療機関を受診し、医師の指示に従って治療を行ってください。(病気やけがの程度に応じ就労が必要です。) 医師から働けないと言われている方は治療に専念してください。



(3) 生活面では

生活保護費は、原則、月1回当月分を口座振込で支給します。
生活費に計画的に使用して月の途中で使い切ることをないように、
家計簿をつけたり、日々の支出を見直すなど、ご自身で、できる限
りの金銭管理を行い、生活の維持向上に努めてください。



2. 保護費を支給目的のために使う

住宅の家賃(地代)、給食費や教材費などの学納金はそれぞれの
目的のために支給されますので、滞納をしないでください。



3. 担当員（ケースワーカー）の指導指示は守ってください。

担当員（ケースワーカー）から生活保護の目的の達成に必要な
指示や指導をすることがありますので、これを守ってください。

とどけで しんこく ひつよう 届出（申告）が必要なもの

せいかつ ほ ご じゅきゅうちゅう せいかつじょうきょう へんか ほ ご ひ
生活保護の受給中は、生活状況に変化があったときは、保護費
ちょうせい ひつよう とどけで しんこく ひつよう
を調整する必要があるため、届出（申告）が必要です。

ひつよう とどけで じじつ こと とどけで ばあい ほんらい
必要な届出をしなかったり、事実と異なる届出をした場合は、本来
じゅきゅう う と ほ ご ひ じゅきゅう じゅきゅう ず
受給（受け取る）できる保護費が受給できなかったり、受給済みの
ほ ご ひ へんかん
保護費を返還しなければならなくなることがあります。

（P.21「保護費を返さなければならないとき」を参照）

せたいじょうきょう へんか とど で 1. 世帯状況の変化を届け出る

- ・ じゅうしょ か てんきよ ばあい じぜん そうだん
住所が変わるとき（転居する場合は事前に相談をしてください）
- ・ かぞく へんか しゅっしょう しぼう てんにゆうてんしゅつ にゆうたいがく
家族に変化があったとき（出生・死亡・転入転出・入退学・
きゅうがく そつぎょう にゆうたいいん じ こ けっこん
休学・卒業・入退院・事故・結婚など）
- ・ しゅうしょく てんしよくまた たいしよく
就職や転職又は退職をしたとき
- ・ けんこうほけん しかく しゅとく そうしつ
健康保険の資格を取得や喪失したとき
- ・ きせい いえ ちようきかん る す
帰省などで家を長期間留守にするとき
- ・ いえ こわ しゅうり ひつよう
家が壊れて修理が必要なとき
- ・ やちん ちだい へんこう
家賃、地代が変更されたとき
- ・ いりようきかん じゅしん
医療機関を受診するとき

（P.23「医療機関を受診するときは」を参照）

- ・ た せいかつじょうきょう おお へんか
その他生活状況に大きな変化があったとき

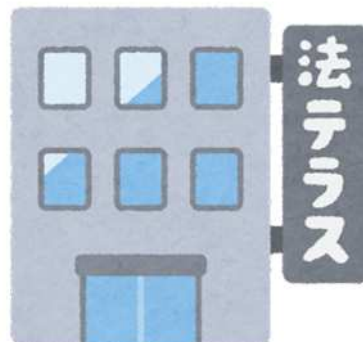


2. 収入を届け出る

- ・ 毎月^{まいつき}の給与^{きゅうよ}などの定期的な^{ていきてき}収入^{しゅうにゅう}、賞与^{しょうよ}などの臨時^{りんじ}収入^{しゅうにゅう}
- ・ 高校生^{こうこうせい}など未成年^{みせいねん}の子^このアルバイト^{しゅうにゅう}収入^{しゅうにゅう}
- ・ 年金^{ねんきん}や公的^{こうてき}手当^{あて}などの収入^{しゅうにゅう}
- ・ 生命保険^{せいめいほけん}の入院^{にゅういん}給付金^{きゅうふきん}や解約^{かいやく}返戻金^{へんれいきん}の収入^{しゅうにゅう}
- ・ 交通事故^{こうつうじこ}の慰謝料^{いしやりょう}、補償金^{ほしょうきん}などの収入^{しゅうにゅう}
- ・ 債務整理^{さいむせいり}による過払金^{かばらいきん}収入^{しゅうにゅう}
- ・ 不動産^{ふどうさん}などの資産^{しさん}の売却^{ばいきやく}収入^{しゅうにゅう}
- ・ 相続^{そうぞく}、養育費^{よういくひ}、親族^{しんぞく}からの仕送り^{しおく}や援助^{えんじょ}などの収入^{しゅうにゅう}



※上記^{じょうき}は一部^{いちぶ}の例^{れい}であり、実際^{じっさい}はあらゆる収入^{しゅうにゅう}の申告^{しんこく}が必要^{ひつよう}です。



しゅうにゆうしんこく < 収 入 申 告 >

しゅうにゆうしんこく てきせい おこな つぎ こうじょ しゅうにゆう にんてい
収 入 申告を適正に行 うと、次のような控除や収 入 として認定
しない取 扱いがでいることができます。

こうじょ しゅうにゆう にんてい きんがく じょがい
控除とは、収 入 として認定される金額から除外することです。

こうじょ ぶん ほ ご ひ げんがく かね のこ
控除された分は、保護費が減額にならないため、お金が残ること
になります。

しゅうにゆう たい こうじょ れい < 収 入 に対する控除の例 >

しゅうろうしゅうにゆう たい こうじょ ○就 労 収 入 に対する控除	
き そ こうじょ 基礎控除	きゅうよそうがく おう いちぶ こうじょ 給与総額に応じて一部が控除されます
さいみ まんこうじょ 20歳未満控除	さいみ まん かた しゅうろう ばあい き そ こうじょ 20歳未満の方が 就 労した場合、基礎控除 のほか一定の金額が控除されます。
た ひつようけいひ その他必要経費	しゃかいほけんりょう しょとくぜい つうきんこうつうひ ひつよう 社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要 けいひ こうじょ 経費が控除されます
こうこうせい しゅうにゆう ○高校生のアルバイト 収 入	
こうこうせい しゅうにゆう じゅぎょうりょう ふそくぶん しゅうがく 高校生のアルバイト 収 入 のうち、授 業 料 の不足分や修 学 りょこうひ がくしゅうじゅくだい だいがく せんもんがっこう にゅうがくきん そうきじりつ 旅行費、学 習 塾 代、大学・専門学校の入 学 金など早期自立に あ みと しゅうにゆう にんてい とりあつか 充てられると認められたものは、収 入 として認定しない取 扱 いとなります。申請が必要ですので担当員にご相談ください。	

た じりつこうせい あ みと
その他、自立更生のために充てられると認められるものについても
しゅうにゆう にんてい とりあつか ばあい
収 入 として認定しない取 扱いがでいる場合がありますので、
しんこく そうだん
申告するときにご相談ください。

3. 資産を届け出る

資産の増減や利用状況の変化があった場合は、届出が必要です。

資産の状況に変化がない場合でも、1年に1回は世帯全員の方が資産の保有状況を申告していただく必要があります。

<資産の例>

- ・土地や家などの不動産

(居住用不動産は原則、保有可。遊休(活用されずに放置されている)資産については原則、保有不可)

- ・生命保険や損害保険などの各種保険(個別事情による)

- ・自動車やオートバイ(個別事情による)

- ・高価な貴金属・証券・債券・株券など(原則、保有不可)



せいかつ ほ ご じゅきゅうちゅう しゃっきん

生活保護受給中は借金をしないでください

まいつき せいかつ さいていせいかつひ はんいなく おこな つと しゃっきん
毎月の生活は、最低生活費の範囲内で行うように努め、借金をし
ないでください。

きんゆうきかん しんぞく ちじん しゃっきん ぜんがく しゅうにゅう
金融機関や親族・知人などから借金をすると全額を収入として
にんてい しかゆう ほ ご ひ げんがく きんがく ほ ご
認定されます。支給される保護費が減額になり、金額によっては保護
がていしまた はいし へんさい おこな
が停止又は廃止になることがあります。また、返済を行うことでさら
にせいかつ くる
に生活が苦しくなります。

せいかつ ほ ご ひ しゃっきん へんさい げんそく みと
生活保護費から借金を返済することは原則、認められていませんが、
しょうがくきん いちぶ かしつけきん れいがい じぜん たんとういん
奨学金など一部の貸付金に例外がありますので、事前に担当員まで
そうだん
相談してください。



ほごひかえ 保護費を返さなければならないとき

1. ふせい しゅだん ほご う ふせいじゅきゅう 不正な手段により保護を受けたとき（不正受給）



ひつよう とどけで
必要な届出をわざとしなかったり、
しゅうにゅう いつわ しんこく
収入を偽って申告したりするなど、
ふせい しゅだん ほご ひ う と
不正な手段により保護費を受け取ると
ふせいじゅきゅう
「不正受給」となり、不正に受けた
ほご ひ へんかん
保護費を返還していただきます。



ただ しんこく ばあい う
また、正しく申告していた場合に受
けられたこうじょ う
けられた控除なども受けられなくなり
ます。

あくしつ はんだん ばあい けいじこくはつ
悪質と判断された場合は、刑事告発
おこな ばあい
などを行う場合があります。

2. しりよく ほご う 資力がありながら保護を受けたとき



きゅうはく じじょう しりよく
急迫した事情などで資力があるにも
かかわらずせいかつ ほご う ばあい さき
生活保護を受けた場合、先
しきゅう ほご ひ あと へんかん
に支給した保護費を後から返還してい
たいただきます。

（例）

- しんせいじ ほゆう しさん ばいきやく
・申請時に保有していた資産の売却
- ねんきん う と
・年金をさかのぼって受け取ったとき
- こうつうじ こ いしやりよう う と
・交通事故の慰謝料を受け取ったとき

さんこう せいかつほごほう
<参考>生活保護法

ひようへんかんぎむ
(費用返還義務)

だい じょう ひほごしゃ きゅうはく ばあいとう しりよく
第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもか
かわらず、ほごうを受けたときは、ほごよう ひよう しべん と
どうふけんまた しちょうそん たい
道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に
そうとう きんがく はんい ない
相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還
しなければならない。

ひようとう ちょうしゅう
(費用等の徴収)

だい じょう ふじつ しんせい たふせい しゅだん ほごう また た
第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他
にん う もの
人をして受けさせた者があるときは、ほごひ しべん とどうふけん
また しちょうそん ちょう ひよう がく ぜんぶまた いちぶ もの
又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から
ちょうしゅう
徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得
がく い か きんがく ちょうしゅう
た額以下の金額を徴収することができる。

2～4 (りやく 略)

ばっそく
(罰則)

だい じょう ふじつ しんせい たふせい しゅだん ほごう また た
第85条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他
にん う もの ねん い か ちょうえきまた まんえん い か
人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の
ばっきん しょ けいほう めいじ ねんほうりつだい ごう せいじょう
罰金に処する。ただし、刑法(明治40年法律第45号)に正条
があるときは、けいほう
があるときは、刑法による。

いつわ たふせい しゅだん しゅうろうじりつきゅうふきん も しんがくじゅん
2 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準
びきゅうふきん しきゅう う また たにん う もの ねん い か
備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下
ちょうえきまた まんえん い か ばっきん しょ けいほう めいじ
の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治
ねんほうりつだい ごう せいじょう けいほう
40年法律第45号)に正条があるときは、刑法による。

医療機関を受診するときは

1 初めて受診するとき

- (1) 生活福祉一課・二課・三課の窓口で「医療機関を受診したい」と申し出てください。
 - (2) 窓口で住所、氏名、受診したい医療機関の名称、受診希望日、病状などを「傷病届」に記入していただきます。
 - (3) その場で「医療券」をお渡しします。
 - (4) 「医療券」を医療機関の窓口に出して、受診してください。
- 社会保険の資格がある方は、医療機関の窓口と一緒に保険証を出してください。

※この手続きを行わないと医療機関から診察料や薬代などを請求されますので、必ず(1)から(4)の手続きを行ってください。

上記の手続きが困難な場合は、電話で住所、氏名、受診したい医療機関の名称、受診希望日、病状を担当員に連絡していただくと、生活福祉一課・二課・三課から医療機関に医療券を交付することで医療扶助を受けることができます。

2 続けて受診するとき

- (1) 直接、医療機関に行き受診してください。
- (2) 1か月以上医療機関を受診しなかったときは、もう一度、初めて受診するときと同じ手続きをしてください。

3 夜間や休日に急病で受診するとき

- (1) 医療機関の窓口で保護を受けていることを伝えてください。

(2) 必^{かなら}ず翌日^{よくじつ}（市役所^{しやくしょ}の開庁日^{かいちようび}）に初^{はじ}めて受診^{じゆしん}するときと同じ^{おなじ}手続^{てつづ}きをしてください。

4 その他^{た ちゆういじこう}注意事項

(1) 入院・退院^{にゆういん たいいん}の場合は必^{かなら}ず担当員^{たんとういん}に連絡^{れんらく}してください。

(2) できるだけ近^{ちか}くの医療機関^{いりようきかん}を受診^{じゆしん}してください。また、同じ^{おなじ}病^{びよう}気で2つ以上^{いじょう}の医療機関^{いりようきかん}を受診^{じゆしん}したり、むやみに医療機関^{いりようきかん}を変^かえたりしないでください。

(3) 生活保護^{せいかつ ほ ぐ}を受けている方は、原則^{かた}、指定医療機関^{げんそく していりようきかん}を受診^{じゆしん}していただきます。

(4) 生活保護^{せいかつ ほ ぐ}では、薬^{くすり}は原則^{げんそく}、後発医薬品^{こうはついやくひん}（ジェネリック医薬品^{い やくひん}）と決^きめられています。



5 施術^{せじゆつ}の給付^{きゆうふ}について

施術^{せじゆつ}（柔道整復^{じゅうどうせいふく}、あん摩・マッサージ^ま、はり・きゅう^{いりよう}）は、医療機関^{きかん}の受診^{じゆしん}と手続^{てつづ}きが異なります。事前^{こと}に担当員^{じぜん たんとういん}にご相談^{そうだん}ください。

(1) 柔道整復^{じゅうどうせいふく}（接骨院^{せつこついん}・整骨院^{せいこついん}）が受診^{じゆしん}できるとき

① 打撲^{だぼく}又ははねんぎ^{また}の手当^{てあて}（スポーツでのねんぎなど）

② 脱臼^{だつきゅう}又は骨折^{こっせつ}の応急^{おうきゅう}手当^{てあて}

③ 応急^{おうきゅう}手当^{てあて}以外の脱臼^{だつきゅう}又は骨折^{こっせつ}の手当^{てあて}（医師^{い し}の同意^{どうい}が必要^{ひつよう}）

※①又は②に当てはまらないときや、当てはまるかがわからないときは、担当員^{たんとういん}までご相談^{そうだん}ください。

(2) その他^たの施術^{せじゆつ}について

あん摩・マッサージ、はり・きゅうを医療扶助^{いりようふじょ}で受ける場合は、事前^{じぜん}の申請^{しんせい}と医師^{い し}の同意^{どうい}が必要^{ひつよう}です。

たんとういん

担当員（ケースワーカー）とは

福祉事務所にはケースワーカーと呼ばれる担当員がいます。

担当員は、生活保護制度を正しく利用していただくため、あなたの家庭の生活状況や収入等を調査したり、いろいろな相談に応じるために、ときどきあなたのお住まいや入院（所）先を訪問します。個人情報（こじんじょうほう）は固く守ります。

みんせいいいん じどういいいん

民生委員（児童委員）とは

民生委員は厚生労働大臣の委嘱（仕事を任せること）を受けた非常勤の公務員です。

福祉事務所と協力し生活保護以外にも児童・母子・障がい者・高齢者に関する問題など社会福祉全般にわたり相談を受けています。個人情報は守られますので、安心してご相談ください。



わたしの地区の民生委員

じゅうしょ
住所

なまえ
名前

でんわ
電話



ぎふしふくしじむしょ せいかつふくしいっか にか さんか
岐阜市福祉事務所 生活福祉一課・二課・三課

〒500-8701

ぎふしつかさまち ばんち ぎふしやくしょ かい
岐阜市司町40番地1（岐阜市役所 3階）

TEL(058)265-4141

ちよくつうでんわ
(担当員直通電話)

たんとういん
担当員